

知財の広場

キャッチフレーズ的な商標

1) 商標「習う楽しさ教える喜び」

指定役務「技芸、スポーツ又は知識の教授」とする上記の文字商標は、登録になったでしょうか？ 東京高等裁判所での判決では、「指定役務『技芸、スポーツ又は知識の教授』に使用されたときは、取引者、需要者はごく自然に、役務の宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識するものというべき」として、登録にはなりませんでした。

＜平成 13 年 6 月 28 日 東京高平成 13 年(行ケ)第 45 号＞

本願商標「習う楽しさ教える喜び」において、・・・問題となるのは、該語句に接した取引者需要者が、これを自他役務の識別標識として認識するのか、それとも、キャッチフレーズとして理解するのかということである。本願商標の語句が、その指定役務である技芸、スポーツ又は知識の教授に関して用いられた場合には、該語句に接した取引者需要者は、それを妨げる何か特別な事情がない限り、該語句の有する意味を想起した上で、ごく自然に「習う側が楽しく習うことができ、教える側が喜びをもって教えることができる。」という、教育に関して提供される役務の理想、方針等を表示する宣伝文句ないしキャッチフレーズとして認識、理解することになるものというべきである。

2) 商標「書く 消す 貼る」

区分第 16 類の指定商品「紙類、文房具類など」とする上記の文字商標は、登録になったでしょうか？ 審査で拒絶査定になり、拒絶査定不服審判になりましたが、「その指定商品に使用するときは、自他商品の識別標識としての機能を果し得るものである」として登録になっています。

＜不服 2006—5577 審決＞

拒絶査定では、「・・・文具その他の事務用品の主要な効能である『書く』『消す』『貼る』の文字を連結して横書きしたにすぎない・・・取引者/需要者は、・・・文具その他の事務用品の主要な商品の効能を表したものと認識するにとどまり、結局、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない」としましたが、拒絶査定不服審判の判断では、「『書く』の文字が『文字をしるす。(筆などで)線をひく。絵や図をえがく。著作する。』の意味を有し、『消す』の文字が『(塗ったり削ったりして)形跡が見えないようにする。火が燃えるのをとめる。スイッチを切って器具の使用をやめる。』の意味を有し、『貼る』の文字が『糊などつけて物を平らな面につける。板状の物を何枚もつなぎ合わせて平面を作る。』の意味を有することにより、指定商品との関係においては、全体として、『文字をしるし形跡が見えないようにし糊などつけて物を平らな面につける』程の意味を認識させるとしても、『書く 消す 貼る』の文字全体が特定の商品の効能、用途等を直接的かつ具体的に表示するものとは認識し得ないものとみるのが相当である。

キャッチフレーズ的な商標は、難しいですね。でも、登録できれば、マーケティングでは有利に働くと考えられます。

吉井映滋 (知財ナビゲーター)